

第312回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 3 1 2 回入札監理小委員会

議事次第

日 時：平成26年 4 月 4 日（金）14:32～16:12

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○サービス産業動向調査（総務省）

2. 事業評価（案）の審議

○国営公園運営維持管理業務（国土交通省・内閣府）

3. 入札単位の報告

○道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等（国土交通省）

○港湾、空港における発注者支援業務（国土交通省）

4. その他

<出席者>

（委 員）

石堂主査、関根専門委員、辻専門委員

（総務省）

統計局統計調査部経済統計課 栗田課長、山形課長補佐

（国土交通省）

都市局公園緑地・景観課 舟引課長、五十嵐調整官、佐々木課長補佐、下出係長、岩崎係長

（事務局）

新田参事官、金子参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから第312回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、総務省の「サービス産業動向調査」の実施要項（案）、国土交通省及び内閣府の「国営公園運営維持管理業務」の事業評価（案）、国土交通省の「道路、河川、ダム、都市公園における発注者支援業務等」並びに「港湾、空港における発注者支援業務」の入札単位の報告の審議を行います。

最初に、総務省の「サービス産業動向調査」の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

実施要項（案）について、総務省統計局統計調査部経済統計課栗田課長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○栗田課長 本日はお時間いただきまして、ありがとうございます。お配りさせていただいている資料のA-2とA-3の2点について、私から御説明をさせていただければと思います。

まず、こちらの「サービス産業動向調査」ですが、平成20年に調査が創設されまして、サービス産業に属する企業等及び事業所の売上高、事業従事者数などを把握する目的で開始しました。平成25年の1月調査から、大幅な調査の見直しを行った上で実施をするということで、そのタイミングで「市場化テスト」に参入をさせていただいたという経緯がございます。2月に第1期目の事業の実施状況について、入札監理小委員会で御審議をいただき、その後、パブリック・コメント等を経て、2期目の事業の実施要項の審議ということで、本日説明に参った次第であります。

事業の概要については、基本的に1期目である今期の事業と同じような形で継続することを考えておりまして、調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力に係る業務を、2期目も同様に事業の対象として予定をしております。具体的には、実施要項1期目との変更点を重点的に御説明させていただければと思います。

まず契約の期間ですが、2期目の事業としては、平成26年8月から29年3月までの2年8か月で、1期目の事業と同じ長さの期間でございます。

変更した部分としては、最初が4ページ目「（5）調査の方法等」の「①（イ）オンライン調査」になります。オンライン調査について、調査方法は1期目の事業も同じですが、郵送調査とオンライン調査を併用しており、オンライン調査の促進をするため、1期目の事業では、希望者のみに配付していたIDやパスワード等を、あらかじめ全ての客体に配付し、手続を簡素化させていただきたいと考えております。こちらは1期目の事業の途中で、民間事業者から改善提案があり、すべての企業にIDやパスワードを配布したという経緯がございまして、2期目の事業では、調査開始当初からパスワード等を配付したいということでございます。

それから、9ページ目ですが、「③業務の内容」の「（キ）調査票の回収」についてで

ございます。こちらは趣旨の明確化ということでございまして、調査結果への影響が大きい大規模な企業や事業所については、今期から継続して調査対象となっているところが多いことを踏まえ、確実に回収に努めるよう追記をしております。

それから、10ページ目「（シ）督促等の業務」でございます。こちらで、具体的に、客体の事業従事者規模や産業分類に応じて督促の方法を工夫するよう、より効率的・効果的な督促を促進してくださいということを追記しております。

併せて、評価項目や配点の見直しもございしますが、後ほど御説明をさせていただければと思います。

それから、「（シ）督促等の業務」の「（c）」ですが、こちらは、総務省が指定する一定規模以上の調査企業等約2,700客体でございますが、こちらについては、調査票が未提出の場合には、電話により毎月督促をするなど、重点的に督促業務を実施してくださいということを追記しております。

それから、11ページ目「（セ）調査票の電子データ作成等」ですが、こちらは、1期目の実施要項では、月次の調査について、原則3回データを納品しておりますが、より多くの調査票を速報の回収率に反映したいという意図がございまして、4回目の納品日を設定することといたしました。1期目の事業についても、実態上、事業者との協議により、4回目の納品を設けており、回収率への寄与が見られたことから、2期目の事業としては、実施要項上の明記をきちんとしておきたいということでございます。

続きまして、15ページ「（3）業務実施に当たり確保されるべき質」の「③回収率等について」ですが、1期目の事業で、回収率が目標になかなか達することができなかったということで、事業評価を受けたところでございますが、それを踏まえ、目標回収率の見直しを図るということで、その結果をこちらに書いてございます。民間事業者は、回収率の達成に当たって、調査企業等・事業所の規模・産業の回収状況に応じて督促の業務を実施するなど、回収業務に取り組んでくださいということで、回収状況を見ますと、客体の規模や産業の状況によって差異が見られますので、そういったところに目配りをした督促をしてほしいというところを追記しております。

「（ア）月次調査」については、速報及び確報それぞれで回収率を毎月達成するよう努めることとして、最低限、平均で達成するものとしています。達成できない、もしくはできない可能性が高い場合には、その理由を総務省に報告するとともに、回収率の達成を確保する上で必要な改善策を講じるということを明記しております。具体的な数値については、速報と確報でそれぞれ調査企業等と調査事業所に分けており、速報については、調査企業等、調査事業所ともに1期目の事業で55%に設定した目標回収率を50%に、確報については、調査企業等は70%を55%に、調査事業所は70%を60%にということで、1期目の事業の回収実績等を踏まえて見直しをしております。

16ページ目「（イ）拡大調査」ですが、こちらは調査企業等については55%、調査事業所については60%で、1期目の事業ときには70%だったものを、実績に応じて引き下げを

してございます。こちらの引き下げの考え方については、回収率の実績もそうですけれども、調査の見直しをしたことによりまして、統計精度が向上しているということを事業評価のときにも御報告申し上げましたが、売上高カバー率は従来に比べ上昇していることも踏まえまして、実現可能性の高い回収目標に見直しております。

それから、27ページと28ページ「別紙1 調査項目一覧表」について、一部項目を変更しております。具体的には、27ページの「1.1 実施計画」の「業務の実施手順について、的確に業務を実施するための工夫が示されているか。」について、加点項目の配点を従前より下げ、28ページ「3.5 調査票の回収・検査・疑義照会」、「3.6 督促」に評価項目を新たに設け、配点を高めに設定しております。「3.5」においては、調査企業等及び悉皆層の調査事業所について、1期目の事業から調査継続であることに配慮をしまして、調査協力を得るための工夫をしてくださいというところを新規で項目を立て、配点を12点としています。「3.6 督促」については、回収を確保・向上させるための工夫として、「特に、督促等の方法については、事業従事者規模や産業分類に応じて変えるなど、より効果的・効率的な方法により業務に取り組んでいるか」を追記し、従前の18点から24点として、督促を重視した厚めの配点に変えてございます。

それから、29ページ以降が、「従来の実施状況に関する情報の開示」でございまして、先だつての事業評価のときにも、情報開示の充実をきちんと図ってくださいという御意見がありましたので、そういったところも含めて情報を入れ込んでございます。具体的には、30ページ「3. 督促等の件数」で、「（1）架電・はがきによる督促」、「（2）調査員による督促」の具体的な件数及び効果を、整理をして入れさせていただいております。

その後は、参考資料として、非常に細かい図表等が続くのですが、新しく付けましたもののみ御紹介をさせていただきます。108ページと109ページについては、「別紙6 10人未満事業所の分布状況」を、月次調査・拡大調査それぞれについて情報の開示ということで付けさせていただいております。1期目の事業の実施要項の御審議の際にも、調査員調査で、全国にどのくらい調査員を配置する必要があるのか、この見積りは事業者が参入するに当たって、かなり大きなポイントになるのではないかと御指摘がございましたので、1期目の事業のときには、都道府県ごとの状況しか開示できていなかったのですが、市町村の状況についても図表化して提示させていただくという工夫をさせていただきました。なお、東京や大阪のような大都市圏、県庁所在地などが、調査員の配置がかなり必要という状況になっております。

それから、一番最後の111ページ「産業・事業従事者規模別調査対象数」も追加してございます。これは、督促で企業等・事業所の規模や業種に応じた督促の工夫を求めていますので、その際の基礎資料として、こちらを御覧いただければということで追加をしたということでございます。

資料のA-2の変更点については、以上でございます。

続きまして、資料A-3でございます。3月11日から3月31日までの間にパブリック・

コメントを実施させていただきまして、意見の提出が1者から3件ございました。順次御紹介し、対応状況について御報告をいたします。

まず1つ目の意見ですが、本調査の仕組みでは、資本金が1億円以上の企業を企業等調査として調査しておりますが、資本金が1億円未満の企業で事業所調査の対象であっても、傘下の事業所の数が多いところについては、客体の負担軽減につながるよう何らかの工夫ができないのか、という御意見でございます。回答としては、本社が集約して多数の事業所分を回答する方法については、企画提案をいただければ、内容に応じてきちんと評価をいたしますし、事業者が決まった後の契約期間中に改善提案を行った場合には、そのような対応ができるかどうかということも一緒に考えてまいりたいということでございます。

ただ、こちらの意見を出された者の趣旨がどこまでのものなのかというのははっきり分らないのですが、資本金1億円未満の企業も企業等調査の対象にしてほしいという趣旨の場合、本調査の設計上難しいと考えております。企業等調査と事業所調査については、調査事項や結果の推計方法が異なるので、事業所調査の対象から企業等調査の対象へと変更するというのではなく、実態上の、回答を集めるときの手段として、複数の傘下の事業所分を本社が集約して回答するという工夫はできるという形で回答をさせていただいております。

それから、2つ目の御意見ですが、こちらはオンライン回答についての御意見でございます。10人未満の単独事業所は、比較的高齢者が多いということで、オンライン調査の操作に支障が出ることにより、客体の負担が逆に増えてしまうということも懸念されるため、オンライン推進対象から除くといったことは考えられませんか、という御意見をいただきました。

回答としては、総務省は、「サービス産業動向調査」に限らず、オンライン調査を推奨しているところであり、10人未満の単独事業所の中にもオンライン回答を希望する客体もあると考えられることから、一律にその対象から除くことは考えておりません。また、ログイン情報の送付をしても、オンライン回答を希望しない客体は、従来どおり、郵送回答が可能なことから、オンライン回答を希望しない客体に新しい負担を強いるものではないため、現行のままとしたいと考えております。

3つ目の御意見は、評価項目の中の加点要素の認証に関する御意見でございます。具体的には「ISO9001の認証又はこれと同等の認証」を評価するという加点要素がございますが、この「同等の認証」の中にISO20252が含まれていると考えてよいでしょうか、という御確認の意見がございました。

我々の方は、ISO20252は、市場・世論・社会調査などのマーケティング・リサーチに特化した品質管理・品質保証についての認定制度と理解をしております、本事業においては、ISO9001と同等の認証とみなして評価をしたいと考えております。

説明は以上です。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました要項（案）について、御質問・御意見がある委員は、御発言をお願いいたします。

では、私からは、今回一つの焦点は、目標の回収率だと思うのですね。前回、評価のときにも、確かに、高く掲げた目標が達成できなかったということで、ただ、あのときに議論として、どうすれば高くなるかということについて検討すべきだというお話がありました。今回示された数字は、前期の目標との比較で見ますと下がっていると。先ほどの説明の中にも「実績もさることながら」という文言が入っていたのですけれども、実際には、月次と拡大両方とも、この前2月の小委員会で御説明いただいた過去の実績よりもさらに低い目標値になっていますね。今回の御説明の中では、幾つもの回収率を上げるための手立ても入っていますから、前回の実績よりも低い目標値というのはちょっとまずいのではないかと思います。そこは何かお考えがあつてのことですか。

○栗田課長 回収率は、1期目の事業のときに達成できなかったという事実を非常に重く受けとめておりますが、調査の見直しにより得られる統計精度は従来に比べ改善している状況にあります。売上高カバー率は従来に比べ上昇しているといった、いい面と両方併せ見まして、今回、目標率を改めて議論をして設定をさせていただいたという次第でございます。

主査御指摘のとおり、1期目の事業の実績よりも、0コンマ幾つとか、1%台とか、そういう細かい単位ですけれども、実績の平均よりは若干低めの目標の設定にしている部分は確かにございます。ただ、どこを重点的に回収率を上げたいと考えているかということでございまして、例えば、月次調査の速報回収率について、実績は40%台ですが、それよりも高い目標回収率である50%に設定しております。当調査は、月次の動向を測るための調査であり、速報性を重視していることから、速報の回収にまずは尽力してもらうため、実績より高い目標をたてたというところでございます。

併せまして、回収の内訳を、企業等・事業所の規模別に見てみますと、事業従事者数300人以上の企業等の回答率が余り高くないといった実績は見られました。そこだけ目標率を別建てに設定するというのも、調査設計上、ほかの規模のところはどうするかといったような難しい問題がございますので、むしろ、そういったところもきちんと回収していただけるように、督促とセットで回収率の向上を図るという仕組みにしたいと考え、一定規模以上の調査企業等について重点的に督促業務を実施したいというところを、実施要項に明記したところでございます。併せまして、評価項目でも、督促の創意工夫といったものの配点を高くするといったような工夫をさせていただきました。

○石堂主査 そこはちょっと気になるのですけれども、前回の評価のときにも、回収率ははかばかしくなかったけれども、その売上高のカバー率は高いという御説明でした。今回も、今の御説明の中でもそれがあつたと思うのですけれども、そうなってくると、カバー率で考えていくと、もういつそのこと手間のかかる小さいところは調査対象から落としてしまえという議論にはつながっていかないものですか。

○栗田課長　そこは、サービス産業の特性があらうかと思いますが、確かにおっしゃられるとおり、大規模な企業や事業所をきちんと調査すれば、売上高カバー率は上がると考えられます。しかし、サービス産業の中でもいろいろな分野がございます。例えば、「宿泊業、飲食サービス業」については、産業の特性として、中小規模の事業所が比較的多いといった傾向が見られ、一律に大規模な企業や事業所のみを調査すれば良いというような処理はなかなか難しく、産業特性に応じた督促の工夫を求める仕組みもつくっているところがございます。したがって、目標回収率と督促の両面から取り組んでいきたいということでございます。

○石堂主査　いかがでしょうか。

○関根専門委員　関連してですけれども、そうなりますと、目標値としては、これは「企業等」と「事業所」だけに分けていますが、もう少しきめ細かく統計をとって、それを督促と併せて行っていこうということになりますでしょうか。目標値自体は、余り細かくしても、余り意味がないけれども、目指すところとしては、最低限のラインとしてこのような目標をとって、さらに、督促を効果的にやっていただくような形を目指していて、ちょっと話が早いかもしれませんが、その次のステップとして、さらに目標値を上げていこうと、そういう考えというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○栗田課長　御指摘いただきましたとおり、まず、最低限どこを達成したいかというところで考えております。企業等・事業所の規模や産業特性に応じた督促で回収率の底上げを図り、回収率が向上してくれば、その実績や統計精度を加味した上で、3期目以降の事業のときには考えていきたいと思っております。

○辻専門委員　実施要項10ページ目の下の方、(c)ですけれども、こちらは、電話等により毎月督促すると書いてございますが、例えば電話をした場合に、「電話をした」という証拠を残すことまで求めたりするのでしょうか。

○栗田課長　はがきよりも電話の方が効果が高いという実績が今まで見られていますので、例示的に電話を挙げています。電話をきちんとしているかの確認は、事業者から、電話督促をいつ、何件実施したかについて報告を求めています。

○辻専門委員　分かりました。

○石堂主査　私から2～3お聞きしたいのです。

要項の19ページの審査基準のところ、**「相対評価項目」**という表現をされているのですけれども、例えば、「A 非常に優れている」というときに、例えば2者しか応札の申込がなかったときに、いい方に「非常に優れている」と先にやってしまうと、すごく点数が離されるような気がするのですね。ですから、相対評価とはいいながら、この「非常に優れている」に該当するのは、どういう要件がないと、というものがしっかりしてないと、何となく点数が非常に不安定になってしまわないかという感じがするのですね。

今回、これは特に技術点と価格点が2：1の感じになっていまして、技術点の方が相対評価でどんどん点数がはね上がってしまうと、価格でせつかく頑張ったところが反映され

ないという結果になりそうな、杞憂かもしれないけれども、そんな気がします。相対評価と言っているながら、応募者数にもよるのでしょうかけれども、このA、B、Cをどういうふうに適用するかということについては、かなりしっかりした基準といたしますか、いわば絶対評価に近いような形の何かがないとちょっと不安な気がするのですが、その辺は何か御検討されたのですか。

○栗田課長 経緯を申し上げますと、我々の事業は、市場化テストに参入する前から、複数年度の総合評価方式の落札方式で事業を実施しており、6者が入札に参加してきたことがございます。1期目の実施要項では加点項目の審査基準をA～Gまで7段階としておりますが、余り少ない区分ですと、入札に参加した6者に対して、配点し分けて順位をつけることが難しいという経緯がございました。したがって、審査基準を7段階としております。

ただ、1期目の事業評価のときにも御紹介いたしましたが、入札参加者が1者だったことから、もっと競争性を働かせなくてはいけないという問題意識を持っているところです。基本的には、複数者に入札参加していただき、その事業者の企画提案内容を、評価の中身に応じて点数をつけていただければ、特段、支障は感じておりません。

○石堂主査 わかりました。もう2点ほどお聞きします。

1つは、29ページの過去の情報開示のところで、先ほどの御説明で細かいものもいろいろ付けましたということだったのですがけれども、一番最初の「従来の実施に要した経費」ですが、これは、実際に欄に数字が載っているのは、委託費の部分だけで、その下の（注記事項）を見ていきますと、委託費等は請負契約分であると書いてあります。請負契約ということで、その中身を細かく示してくださいというのがちょっと難しいのだろうなという気がします。ただ、下の（注記事項）をさらに見ていくと、年度によって、拡大分が入っているとか入っていないとかと書いてあるのですね。せめて、拡大分が幾らかということは示しても、業者の側も「それはちょっと勘弁してくれ」ということにはならないような気がします。いずれにしても、数字1個だけという、これで新規に参入しようとする業者が何が分かるのだろうかという気がするものですから、請負契約という制約はありながらも、出せるところまでは数字を出すことを御検討いただけないかなと思うのです。

○栗田課長 この請負契約の内訳はなかなか出しづらいというのは、御指摘いただいたとおりであります。しかし、事業の実際の業務状況がなるべく分かるようにという考え方で、

「2 従来の実施に要した人員」、「3 従来の実施に要した施設及び設備」及び「5 従来の実施方法等」欄で、関連する業務の状況を詳細に出せるものは出しております。月次調査と年1回実施する拡大調査に係る経費については、明確に分かれておらず、また、月次調査と拡大調査両方の対象になっている客体もございます。そうしますと、そこにアプローチをする際には、例えば、督促や調査票の送付など、一部業務が重複しており、なかなかきれいに峻別できないという事情があるというところを御理解いただければと思いま

す。督促の件数など、出せる情報は皆、29～31ページに書き出したという整理をさせていただきます。

○石堂主査 分かりました。

最後に、パブコメのところで、最初の、企業等になるか事業所になるかというところで、意見の方は、事業所と言ってもたくさんぶら下がっているケースがあってということをおっしゃっているわけですね。これは、回答の前半のところでは、もしそういうふうに思うのだったら、企画提案していただければと書いてあるのですが、出されたコメント自体を実質的に企画提案と受けとめるべきではないかなと思われま。それで、それが、この回答の下段の方にあるように、今は2つの区分で、やり方が違うので、急にと言われても困るけどということであれば、パブコメで「出された意見の内容をもうちょっと細かく聞いて、今後、反映させていきたい」という回答の書き方が適切ではないか。企画提案があれば考えていきますという回答は、コメントを出した方にしてみると「提案したつもりなのに」ということにならないかなと思ったのですけどね。

○栗田課長 「企業等調査」と「事業所調査」では、調査項目が違うので、事業所調査の対象である資本金1億円未満の企業に、資本金1億円以上の企業が対象である企業等調査の調査票を配付して調査を実施することは難しいという趣旨を回答の中のなお書きで書いております。実際に、複数の傘下事業所を持っている資本金1億円未満の企業における回答方法として、本社で一括して複数の事業所の回答を提出してもらう方法については、1期目の事業において、実態上、実施しておりますし、2期目の事業においても事業者から提案をいただければ実施していきますという趣旨でございます。最初の段落の書き方が、「出てくれば考えます」と読め、やや不親切ではないかという御指摘に関しましては、誤解なきよう、事務局と相談しながら、1段目の表現を変えさせていただければと思います。

○石堂主査 ほかはよろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 先ほどのパブコメの回答につきましては総務省と調整して、委員の先生に御確認いただければと思っております。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）については、本日をもって、小委員会での審議は終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に御一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいですか。

（各委員了承）

○石堂主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

(総務省退室、国土交通省・内閣府入室)

○石堂主査 それでは、国土交通省及び内閣府の「国営公園運営維持管理業務」の事業評価(案)の審議を始めたいと思います。

最初に、事業の実施状況について、国土交通省都市局公園緑地・景観課舟引課長より御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は30分程度でお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○舟引課長 舟引でございます。

市場化テストで実施しましたロ号国営公園5公園の運営維持管理業務、ちょうど2年間を経過したばかりということで、現在の実施状況と質の状況等について御報告をいたします。

まず、これまでの経緯と各公園の概要について、資料2-6で簡単に御説明した後、担当から、詳しい個別の説明をさせていただきます。

まず2-6の1ページをお開きください。

国営公園、全国17か所ございます。都市公園法が我が国で国と地方自治体が行っている都市公園の設置・管理の根拠となっている法律でございます。その中で、通常は地方公共団体がやるのですが、国がやる国営公園が定められておりまして、そこに、イ号公園、ロ号公園と右上にございますが、これが都市公園法第2条第1項第2号のイとロと書いているので、我々は通称「イ号」と「ロ号」と呼んでございます。今回は、赤のロ号ですが、イ号公園というのは、一の都府県の区域を超える誘致圏域でお客さんに来ていただくような公園ということで、大体地方ブロックにおおむね1か所プラスアルファというようなことで、全国で12か所設けられております。

それから、ロ号公園ですが、ロ号の中にも2種類ございまして、1つは国家的な記念事業。それと、もう1つが、我が国固有の優れた文化的資産の保存活用を図るもの、これはどちらかというと歴史資産の保全。ロ号公園にはこの2種類がございます。

次に2ページの国営公園全体17公園ありますが、そのうちの市場化テストへの移行ということのフローチャートが書いてございます。上の方の2段目の四角、大体平成20年度頃までが、それぞれの国営公園は競争性のない随意契約、国の公益法人であります公園緑地管理財団等と契約をいたしておりました。その後、「公共サービス改革基本方針」に基づきまして、現在、下の黄色いところで言いますと、平成22年7月の閣議決定に基づいて、ロ号公園については平成23年に5公園で総合評価一般競争入札を実施し、イ号公園は平成24年に実施をしているところでございます。この流れにおいて、3か年でそれぞれやってきましたので、ロ号公園については、平成26年にまた競争入札を実施して、27年度から管理を行うということになります。

3ページをお願いいたします。「国営公園管理の全体像」を記載してございますが、左の真ん中に大きくオレンジ色と赤で書いておりましたもの、「受託者(民間競争入札により落札)」と書いてあるところですが、「全体のマネジメント及び企画立案」「施設・設

備維持管理」「植物管理」と、こういった委託費で実施するものが、先ほど申し上げました随意契約の時代に委託していた部分でございます。今回、一般競争入札の導入に当たりまして、水色の部分、売店とか駐車場とか委託費は支出しないけれども、一部収益を上げる収益施設の運営をあわせて運営維持管理業務とし、一般競争入札を行った上で契約をする。こういう仕組みで実施をしております。

以下、4ページ以降が個別の公園の概要で、簡単に御説明をいたします。

4ページ目が武蔵丘陵森林公園。ロ号公園は全て閣議決定に基づいてなされてございます。昭和43年に明治百年記念事業の一環として、以下は、土地、場所の記述でございます。約304haで、年間84万人。

それから、1枚おめくりいただきまして、6ページが国営昭和記念公園。閣議決定年が昭和54年で、これは天皇陛下御在位50年記念事業。具体の絵が次のページにございますが、今の武蔵と昭和は、記念事業ということでございますので、特に何か遺跡とかそういったものをまつということではなくて、通常の公園の特に記念性の高い、大きなものというふうに御理解をいただければと思いますので、広場とか様々な施設を中心とした施設内容になっています。それは写真のとおりでございます。

次に8ページが飛鳥歴史公園でございます。これは閣議決定3回やっております、昭和45年、51年、平成13年。最近の平成13年はキトラ古墳。いずれも飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存という趣旨から、特にその枢要な部分について、国が自ら園地として公開をするという趣旨のものでございます。次のページに個別の箇所がありますが、石舞台とか、高松塚とか、それぞれ壁画が出ているところとか、大きなモニュメントの残っているようなところでございます。これは完全に文化資産を保存するということです。

それから、その次のページが国営吉野ヶ里歴史公園。閣議決定が平成4年。これも同様に、我が国の固有の優れた文化的資産である吉野ヶ里遺跡の保存及び活用を図るということで、具体的な施設も、次の11ページにございますけれども、墳丘墓とか、内郭と書いてありますけれども、昔の施設群、そういったものを復元をして公開するという施設でございます。

12ページが国営沖縄記念公園です。これは閣議決定が2回に分けて行われました。最初は昭和50年で、これは沖縄国際海洋博覧会の跡地に整備をすると。これはちょうど沖縄の返還を記念して行われた博覧会。それから、その下が昭和61年で、これは復帰20年を記念してということの趣旨でございますが、これは、上が海洋博覧会はどちらかというと記念事業で、昭和記念公園と同じようなタイプのものですが、首里城については、ロ号の中の文化的遺産の性格を持っているものでございまして、実際は、13～14ページにございますけれども、13ページ、どちらかというと広いお客さんが来られるような海洋博公園と、一方で、文化遺産首里城を復元して、その保存を図ると。

こういう性格の公園というような、ロ号公園の中でも、若干性格の違いはございますけれども、こういった形で整備をされてきているものでございます。

では、詳細については、担当の佐々木から説明を申し上げます。

○佐々木課長補佐 それでは、ロ号国営公園の5公園の実施状況について御説明をいたします。資料2-1をお願いいたします。

資料2-1が、国営武蔵丘陵森林公園の実施状況でございます。場所については、埼玉県比企郡滑川市と熊谷市。業務委託期間については、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3か年でございます。現在、2年目の業務が終わったところでございまして、あと1年を残しているという状況でございます。受託事業者については、代表企業が西武造園株式会社、構成企業が株式会社プリンスホテルとなっております。受託事業者決定の経緯でございます。こちらについては、入札参加者が4者ございまして、その中から、提出された企画書を審査した結果、全ての業者が参加資格を満たしておりましたので、それらに基づきまして入札価格を入れていただきまして、総合評価を行ったところ、上記の受託事業者が受託したというものでございます。

続きまして、「サービスの質の達成状況」でございます。こちらについては、平成24年の4月から平成25年の12月で、平成25年度の第2四半期については、現在集計中でございますので、25年12月までの数字となっているというものでございます。質については、実施要項において、サービスの質として、包括的な質と個別業務の質を設定しております。包括的な質は数値の目標でございまして、個別業務の質は定性的に書いているものでございます。このサービスの質についてモニタリングを行った結果を、これから御報告をいたします。

包括的な質については、ここでは7つの項目を設定しておりますが、全てを説明すると、ちょっと時間がたってしまいますので、代表的な3つを御説明いたします。まず1つ目が、この①にございます「本公園の年間及び四半期ごとの公園利用者数」でございます。1枚おめくりいただきまして、2ページ目の表1を御覧いただければと思います。こちらについては、年間と各々四半期ごとの公園利用者数の確保ということで質を設定しております。目標として、年間837,000人以上で、平成24年度については837,000人余りで、達成率が100%、平成25年度については、12月までの時点ですが、第3四半期までの目標と比べますと、753,000人余りで、達成率102%ということで、おおむね質が確保されているという状況でございます。一方で、各四半期ごとに見ますと、達成率が目標に未達の項目がございまして、こちらについては、国の職員から受託者の方に指導をさせていただきまして、業者が広報・企画を強化したり、イベントを追加開催したりということをやしまして、年間の目標が達成されてきたというものでございます。

続きまして、2)の「利用者満足度の向上」でございます。こちらについては、公園の利用者にアンケートをとっておりまして、満足度をとっております。このうち、「非常に満足」と回答した比率が年間50%以上ということで、3ページ目の表2を御覧いただければと思います。目標50%以上に対して、平成24年度は満足度が59.3%、平成25年度については、年度途中ですが、49.6%という状況でございます。こちらについても四半期ごとに

見ると、達成率が100%を下回っているものがございますが、こちらについても、受託者から、例えば、公園の利用案内板を増設したり、職員の接遇研修を行うことによって、満足度の確保を図ってきたところで、今後も、年間の目標達成に向けて努めているというところでございます。

続きまして、4ページ目の③の「収益施設における満足度」をお願いいたします。収益施設というのは、レストランとか、サイクリングとか、そういったものの施設の満足度ですけれども、「非常に満足」の回答比率は年間35%以上を過去の実績から設定しております。こちらについては、平成24年度が44%、平成25年度が43.7%で、35%の目標を達成しているという状況でございます。

その他の項目についても、おおむね達成をしているという状況でございます。

続きまして、6ページ目をお願いいたします。先ほど、包括的な質の話をいたしました。こちらは個別業務の質でございます。業務として、こちらに記載があります①～⑤の業務がございまして、個別に読み上げるのは省略させていただきますが、各業務内容ごとに定性的に、個別業務でこういうことをやっていただきたいということを設定しているものでございます。結果として、毎月、管理月報等を出していただきまして、国の方が受託事業者の実施状況を、書面及び現地立ち会いにより確認をしております。平成25年12月末現在で、適切に質の確保はされていることを確認しております。

続きまして、7ページの下でございます。「業務に係る法令違反等の有無」で、本業務の実施においては、業務に係る法令違反はなかったことが確認されております。

続きまして、8ページをお願いいたします。「実施経費の状況」でございます。こちらについては、市場化テスト導入前の平成23年度の実績を見ますと、6億3,300万円余りで、今回、平成24年度から平成26年度の業務で、平成24年度については、4億700万円余りで、削減効果として2億2,500万円余り、率にして36%の削減効果が見られたというものでございます。

続きまして、4.の「受託事業者からの提案による実施事項」で、受託事業者から提案をいただいたものについて、サービス向上のための提案ということで、実施していただいております。ここでは5つ記載しておりますが、代表的なものとして1つだけ御説明いたしますと、一番上の「スターライトクリスマスイベントの開催」で、受託者から、埼玉の北地域で大規模なイルミネーションイベントがなかったということを鑑みて、園内の巨木とか公園設備を生かした夜間開園のイベントを御提案いただきまして、その結果、新聞やテレビにも数多く取り上げられて、利用者サービスの質や利用者数の向上につながったということが分かっております。

続きまして、9ページ目でございます。「総評」で、国交省としての総評ですが、公園利用施設において、一部四半期ベースで見ますと、達成をしなかったものがございますけれども、そういったものについても業務改善に取り組んでいただきまして、適切に業務をしていただいたのかなということで、達成すべき質はおおむね確保されたと考えており

ます。

(2)の「次期業務の実施に当たっての方針」でございます。こちらについては、今回、4者による競争が行われました。また、実施経費の削減が36%ありまして、達成すべき質もおおむね確保、業務に係る法令違反もなしということで、これらを総合的に判断いたしますと、今回、良好な実施結果が得られたと考えられまして。また、実施状況についても、別途、外部の有識者の大学の先生とか弁護士の先生とかそういった方々によるチェック体制を、別途、委員会として備えておりまして。そういうことも踏まえまして、「市場化テストの終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」の新プロセスへ移行基準に合致すると考えておりますので、今回の業務については、新プロセスに移行した上で、事業を実施させていただきたいと考えております。

また、なお書き以下については、次回に当たっての改善事項ですが、こちらについては、残りの公園も全て共通事項でございますので、最後に、参考資料でまとめて御説明させていただきますと思います。

資料2は以上でございまして、続きまして、資料2-2の昭和記念公園の維持管理業務の状況について御説明いたします。こちらについては、東京都の立川市・昭島市にある国営公園でございまして、業務期間は3年間、受託事業者については、代表企業が西武造園株式会社、構成企業が株式会社プリンスホテルで、武蔵と同じ構成でございます。受託事業者決定の経緯ですけれども、こちらについても3者から応募がございまして、いずれも参加資格を満たしており、総合評価を行ったところ、上記の者が落札者となったという状況でございます。

続きまして、2.の「サービスの質の達成状況」でございますが、こちらについては、昭和記念公園では10項目の包括的な質を設定しておりまして、こちらについてもおおむね達成をしている状況ですが、代表的なものを2つ御説明いたします。まず、1番の「公園利用者数の確保」で、2ページ目の表1を御覧いただければと思います。年間369万余りの目標を設定しておりまして、平成24年度については3,678,000人余りで、達成率は99%、平成25年度については、12月末ベースですけれども、101%で、おおむね達成したのではないかと考えております。

続きまして、3ページ目の③の「花みどり文化センターの年間及び四半期ごとの利用者数」でございます。花みどり文化センターについては、公園の中の体験交流施設ということで御利用をいただいておりますけれども、その結果が、4ページの表3、年間の269,000人以上という目標に対して、平成24年度については189,000人余り、平成25年度については、12月時点で266,000人余りで、平成24年度は若干苦戦をしたところですが、広報担当者を拡充したり、企画の強化をやっていただきまして、平成25年度については、もう既に達成する見込みであるという状況で、業務改善が見られたという内容でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。個別業務の質については、先ほどの説明と同様でございまして、達成すべき質は定性的に定めているもので、国の職員による履行確

認を行ったところ、適切に質が確保されていることを確認したところでございます。9ページに法令違反の有無も書いてございますが、法令違反はなかったという状態でございます。

続きまして、10ページ「実施経費の状況」でございます。7億7,400万円の実績に対して、平成24年度は5億2,500万円余りで、削減効果として2億4,800万円余り、率にして32%の削減効果があったという結果となっております。

4. の受託事業者からの提案ということで、こちらにも主な実施状況として5つ記載しておりますが、1つだけ御説明いたしますと、一番上の早春イベント「雪と花の早春フェスティバル」の開催で、こちらについては、早春期に大型イベントといったものがこの公園にはなかったのですが、閑散期の利用促進で受託事業者から提案をいただきまして、セツブンソウやフクジュソウに加えて2万本のアイスチューリップによる花修景などを行っていただきまして。あるいは、新潟県から雪を持ってきて、雪を用いたソリ遊び等をできるようにしていただきまして、利用者数の増加につながったということで、平成24年度の第4四半期については46.5万人で、前年度比126%もの集客があったというところでございます。

続きまして、11ページの「総評」でございます。包括的な質については、一部では目標を達成しなかった四半期等があったものの適切に業務をしていただいたと考えております。次期業務の実施に当たっての方針といたしましても、今回、3者による競争があって、実施経費の削減もあり、また、達成すべき質もおおむね達成されていまして、法令違反もなかったことを踏まえますと、良好な実施結果であり、外部の有識者委員会もあるということも踏まえまして、次期業務においては、新プロセスへ移行した上で業務を実施したいと考えております。

また、なお書きについては、後でまとめて御説明をいたします。

続きまして、資料2-3をお願いいたします。国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務の実施状況でございます。こちらについては、奈良県の明日香村にある国営公園でございます。業務期間は3年間、受託事業者は、代表企業が一般財団法人公園財団、構成企業が財団法人明日香村地域振興公社、公益財団法人古都飛鳥保存財団の事業共同体でございます。経緯については、入札参加者は1者でございましたが、ご提案があり、総合評価を行ったところ、上記の者が落札者となったというものでございます。応募がなかったのですが、入札公告を公示した際に説明書類を取りに来た者が複数者おり、今回、提案に至らなかった理由について任意で御意見を伺ったところ、例えば想定していたJVがまとまらなかったとか、技術者の実施体制ができなかった等々の要因があったというようなことを伺っております。

続いて、2. の「サービスの質の達成状況」でございます。こちらについては、5つの包括的な質を設定しております。一部に目標を下回るものがございまして、それが1)の「公園利用者数の確保」でございます。2ページ目の表1を御覧いただければと思います。

が、年間の目標が92万人以上に対して、平成24年度は782,000人余り、平成25年度は733,000人余りで、達成率がそれぞれ85%、91%となっております。こちらについては、後でも御説明をいたしますが、目標値については、平成20年から22年度の実績平均値、3か年の平均を使っているところですが、平成22年に平城遷都1300年記念ということで、せんとかんがキャラクターのイベントがあったものでございますけれども、そのため奈良県全体の観光客の底上げがあった特殊な年が入っていたりとか、あるいは、平成20年と21年についても、高松塚古墳の壁画を公開したり、キトラ古墳の壁画を公開したりとかがございまして、平年よりも高い数字であったところの平均をとったということで、目標の設定にも若干難があったかもしれないのですが、達成率については85%と91%になっているという状況でございます。

それと、2)の利用者満足度でございます。こちらについては、公園利用者の「非常に満足」の回答比率ということで、結果は3ページ目の表2でございます。年間34.3%以上という目標に対し、平成24年度は32%、平成25年度31.9%で、若干下回ってはいるのですが、おおむね質は確保されているのではないかと考えております。

そのほかの包括的な質については、達成または達成見込みという状況でございます。

5ページ目に個別業務の質ということで、こちらについても、国の職員が履行を確認して、適正であったと確認をしております。

また、法令違反の状況はございませんでした。

7ページ目に「実施経費の状況」を記載しております。こちらについては、平成23年度の実績として、1億7,400万円余りであったものが、平成24年度については、こちらは契約額と支払額に若干差がございまして、年度末の精算で9万円余り下がっているところではございますが、1億6,700万円余りを業者に支払をしております。削減効果として、687万円余りということで、3.9%の削減効果があったというものでございます。

続きまして、4.の「受託事業者からの提案による実施事項」についても、提案をいただいております。例えば、平成24年度に企画提案があったものについては、飛鳥ならではの歴史イベント・プログラムということで、飛鳥地方の魅力が感じられる古墳ウォーキングとか、勾玉づくり・鏡づくり等を実施していただいたというものでございます。また、平成24年度の未達成を踏まえた企画提案の実施状況ということで、例えば、下の2つ目の「・」にあります。冬季の利用促進ということで、夜間のイルミネーション等を行っているという状況でございます。

続きまして、8ページの「総評」でございます。先ほど、公園利用者数の達成すべき質に対する達成状況について御説明をいたしましたが、平成24年度は85%、平成25年度は12月末現在で91%という状況ですが、こちらについても、業務改善の取り組みを進めていただいております。平成25年度については、平成24年度と比較すると、第1から第3四半期の全てで前年度を上回っているという状況で、業務の改善が見られるというものでございます。また、目標設定については、平城遷都1300年記念のような特殊な要因があった年

を入れてしまったということもございますので、目標設定当時は、その集客が平成23年度以降も続くのではないかと考えていたのですけれども、その後、実際、観光動向が落ちたこともございまして、次期の目標設定については、下の方に書いておりますが、特殊な要因の影響を受けていない年度のデータを用いるような対応を今後考えていく必要があると、国交省としても考えているところでございます。

(2)で「次期業務の実施に当たっての方針」を書かせていただいております。こちらについては、応札者は1者でありましたが、達成すべき質の達成目標もおおむね確保されていまして、法令違反もなかったということで、良好な実施結果であったというのと、有識者委員会も備えていることから、こちらについても、新プロセスへ移行した上で事業を実施したいと考えております。

続きまして、2－4、国営吉野ヶ里歴史公園でございます。こちらについては、佐賀県神崎市と吉野ヶ里町にある国営公園でございまして、吉野ヶ里遺跡を保存・活用するための国営公園でございます。業務期間は3か年、受託事業者は、代表企業が一般財団法人公園財団、構成企業がJ R九州コンサルタンツ株式会社、株式会社葉隠緑化建設でございます。こちらについては、2者から応募があって、2者とも参加基準を満たしており、総合評価を行ったところ、上記の者が落札者となったというものでございます。

サービスの質の達成状況については、7つの項目の包括的な質がございまして、こちらについては、全ておおむね達成または達成見込みという状況となっております。

続きまして、個別業務の質でございます。こちらについても、履行確認を国の職員が行い、適切であったことを確認しております。

また、法令違反についてはございませんでした。

続きまして、8ページの「実施経費の状況」で、平成23年度の実績が3億6,400万円に対して、平成24年度については3億4,100万円余りで、削減効果として2,200万円(6.1%)の削減効果があったというものでございます。ただし、供用面積が、平成23年度が38.3haであったのに対して、平成24年度には50.9haになってございますので、24年度については3月分だけですが、若干面積の増とかがございますので、単純に比較はできないのですけれども、削減効果として6%だったというものでございます。

9ページ目の「総評」でございます。こちらについては、24年度、25年度ともに、全ての項目において、達成もしくは達成見込みということを踏まえまして、「次期業務の実施に当たっての方針」ですが、応札者は2者ございまして、質も達成されていて、実施経費の削減もあり、法令違反もなく、良好な実施結果があったと認められ、有識者委員会もあるということを踏まえまして次期については、新プロセスへ移行した上で業務を行いたいと考えております。

続きまして、資料2－5をお願いいたします。国営沖縄記念公園運営維持管理業務の実施状況でございます。こちらについては、沖縄県の本部町と那覇市にある国営公園でございまして、業務期間は同じく3年、受託事業者は、一般財団法人の沖縄美ら島財団でござ

います。こちらについても、2者から企画提案書の応募がありまして、両者とも参加基準を満たしておりましてので落札をしたところ、上記の者が落札者になったというものでございます。

サービスの質の達成状況については、9つの包括的な質の項目を達成しておりまして、四半期別には達成していない四半期が若干あったのですが、年間を通して見ると、おおむね達成しているという状況でございます。簡単に3つ御説明をいたします。

まず、公園利用者数の確保ということで、2ページ目の表1を御覧ください。こちらについては、年間567万人余りの目標を設定しておりまして、平成24年度が590人万余り、平成25年度は12月時点で475万人余りで、達成率がそれぞれ104%、113%となっております。

続きまして、3ページの熱帯ドリームセンターの利用者数を御覧いただければと思います。こちらの施設については、熱帯・亜熱帯の植物を多数展示している施設でございます。こちらについても、年間114,000人余りの目標に対して、平成24年度が125,000人余り、平成25年度が12月時点で73,000人余りで、特に第2四半期、第3四半期について、包括的な質の目標を若干下回る状況がございましたが、こちらについては、台風の影響があったと聞いております。ただ、年間の目標としては達成見込みでございます。

続きまして、3ページ目の下の利用者満足度でございます。4ページ目の表4を御覧いただきたいと思います。年間の目標が60.4%以上に対して、平成24年度が62%、平成25年度が72%で、質は達成されている状況でございます。

続きまして、個別業務の質が7ページにございますが、こちらについても、国の職員により適切に履行されたことが確認されております。また、法令違反の状況はございませんでした。

続きまして、9ページ「実施経費の状況」でございます。平成23年度の実績として13億2,500万円でしたが、平成24年度が9億9,000万余りで、削減効果が3億3,400万円余り、削減率として25.3%となっております。

受託者からの提案についても、適切に実施していただいております。

続きまして、「総評」ですが、11ページでございます。包括的な質については、悪天候や広報不足などにより一部目標を達成しなかった四半期があったものの、年間目標としては達成しており、包括的な質は達成されていると考えております。

次期に当たりましては、応募者は今回2者で、包括的な質及び個別業務の質はおおむね達成されておりまして、経費の削減もあり、法令違反もなく、有識者委員会もあるということ踏まえまして、今回は新プロセスへ移行した上で、事業を進めることにしたいと考えております。

5公園の状況は以上ですが、続きまして、一番下に、（参考資料 委員限り）とありますパワーポイント1枚で表・裏になっていると思いますが、そちらの資料で、次期の改善事項を御説明いたします。

まず、主な改善事項と書いてある側を御覧ください。改善事項は、民間事業者のさらな

る導入促進を図りたいという観点のもとに考えております。まず、「業務実施期間の改善」ということで、市場化テストの際にパブリック・コメントを行っておるのですが、現在、3か年の業務実施期間について、延長していただきたいという御要望が多数寄せられています。こちらについては、質の向上及び新規参入の促進を図る観点から、業務実施期間を3年から4年に延長した上で次回行いたいと考えております。

続きまして、2番目で業務実施期間でございます。現在、4月から始まることとしておりますが、国営公園においては、4～5月はかなりかき入れ時でございますので、新規事業者に代わった瞬間に一番多忙な時期がやって来ることがございますので、こちらについても、次期業務は4月からとせざるを得ないのですが、次期業務の終了期間を1月末とし、次々期の業務を2月から開始することによって、かき入れ時の前に業務に習熟していただくというような形をとりたいと考えております。

続きまして、業務の引継ぎ事項でございます。こちらについては、受託事業者が交代した際に、引継ぎがなかなかうまく行われなくて、ちょっと混乱が生じた事例がございましたので、引継ぎ事項をさらに明確化するというところで、現在、各仕様書がございまして、仕様書ごとに引継ぎ事項をたくさん書いているのですけれども、それを共通仕様書に一括して記載することで、明確化していきたいと考えております。

あとは、「業務評価の導入」については、業務評価を行うことによって、業務の適切な履行を促すということで、裏を御覧いただければと思います。業務評価については、今回はロ号公園ですが、前回のイ号公園のときから、試行ということで実施をしております。次回のロ号公園から正式に業務評価を導入したいと考えております。目的としては、業務改善する意欲や、能力に著しく欠ける事業者に対してペナルティ措置を講じるというものでございます。評価の方法については、各項目の評価を行って、総合的に優・良・可・不可といった評価とし、例えば業務執行が著しく悪く、意欲がなく、契約打ち切りになったような場合に不可となるというもので、今回は、複数年度の業務でございますので、業務評価は毎年度行って、それをトータルで考えて最終の評価とするということでございます。受託者が実施した業務を国が評価し、その結果を通知または公表いたします。業務評価が可以上の場合は特段の措置はないのですが、不可であった場合は、その当該業務の実績を次回には実績として認めないということとか、総合評価の技術点がございまして、その加算点については、基本的には150点とか160点とかそういったものでございますけれども、不可で会った場合、重大な提案項目1個分、おおむね1割の点数でございますが、その分を差し引いて評価をさせていただくということをしていきたいと考えております。

続きまして、また表に戻っていただきまして、「業務内容」でございます。各業務ごとに業務責任者を配置することを定めておるのですが、事業者より、責任者の配置に関して負担を軽減してほしいとの意見が寄せられていることから、次回のロ号公園については、今現在、「本業務の計画立案及びマネジメント業務」と「企画運営管理業務」という利用者対応に係る業務がございまして、こちらについては、利用者数を勘案させていただいて、

統合可能な武蔵・飛鳥・吉野ヶ里の3公園については、1つの業務に統合して、責任者の必置規程を2名から1名にすることを考えております。下に、公園利用者数が書いてありますけれども、武蔵・飛鳥・吉野ヶ里については、おおむね100万人以下の公園である一方、昭和・沖縄については、かなり利用者数が多い公園でございますので、昭和・沖縄については、従来どおり各業務ごとに責任者を置いていただくことを考えております。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府事務局より御説明をお願いします。説明は15分程度でお願いします。

○事務局 それでは、内閣府の評価（案）について御説明申し上げます。5公園の多岐にわたるものですので、評価総括表を御用意しましたので、そちらをもとに御説明申し上げたいと思います。

業務内容、契約期間、受託事業者に関しては、先ほど国土交通省さんから御説明があったとおりでございます。

入札参加数について、公園ごとに申し上げますと、武蔵丘陵森林公園が4者、昭和記念公園が3者、飛鳥歴史公園が1者、吉野ヶ里歴史公園が2者、沖縄記念公園が2者という結果でございました。飛鳥歴史公園は1者ではありましたが、実施要項の配付並びに現場見学には複数の事業者さんが見えになったということでございます。こちらに関して、国交省さんとして、入札に参加されなかった事業者さんとヒアリングを行い、技術者といった実施体制が確保できなかった等々の確認をいたしまして、次期に向けての対策をとっております。

続きまして、実施状況に関する評価ですが、評価に当たりまして、目標として設定したものは、定量的な質として、公園利用者数の確保、利用満足度の向上、情報受発信の充実、及び多様な利用プログラムの提供といったものを、5公園で包括的な質として定めております。また、定性的に個別業務の質も定めております。

その結果ですが、武蔵丘陵森林公園については、24年度25年度の2か年ともおおむね確保しております。目標をやや下回っている項目があるものの、受託事業者側で要因を分析し、既に対応策が実施されておるところでございます。昭和記念公園については、24年度25年度2か年を総括して見ますと、おおむね確保されております。四半期ごとに見た場合、事業初年度24年度は目標を下回っている項目はあるものの、受託事業者が要因を分析し、対応策を実施したことにより、平成25年度は既に改善をされているという結果が出ております。

飛鳥歴史公園ですが、一部目標を下回るものがあったということで、公園利用者数ですが、設定した目標値が20～22年度の実績平均値ということで、22年度は平城遷都1300年記念事業という特殊要因が含まれたことが影響していると分析しております。受託事業者は、目標の達成に向けて、ラジオ局のウォーキング大会の誘致等、追加イベントを様々行って、

努力を重ねまして、24年度は、22年度翌年の23年度を上回る実績を上げております。さらには、25年度は改善されているという状況でございます。

吉野ヶ里歴史公園ですが、24年度25年度2か年とも、おおむね目標を達成していると評価しております。

沖縄記念公園についても、24年度25年度2か年とも、おおむね確保していると、そのような評価を行っております。

全体的な傾向としては、事業初年度よりも2年目は改善が図られて、数値がよくなっているということになっております。

次に、民間事業者の創意工夫ですが、総括表に掲げてありますとおり、公園の地域性とか、歴史的な背景、そういったものを生かした行事が実施された等、民間事業者の創意工夫が発揮されたものと評価しております。

経費の削減ですが、武蔵丘陵森林公園については、従来経費が6億3,300万程度に対して、削減額が2億2,500万程度で、35%程度の削減が図られております。同様に、昭和記念公園は2億4,800万程度の削減、率にして32%、飛鳥歴史公園については、約700万円、率にして約4%、吉野ヶ里歴史公園については、2,200万円、率にして6%、沖縄記念公園については、3億3,400万円、率にして25%と、それぞれ削減が図られております。

これらの結果を総括いたしまして、民間競争入札の導入によりまして、業務の質の確保及び実施経費の削減がなされていることから、良好な実施状況と判断しております。

また、今後も、国土交通省さんと民間事業者さんの連携のもと、適切に事業が実施されることが期待されると考えております。このことから、次期においては、新プロセスに移行した上で、事業を実施することが適当であるということで評価しております。

なお、次期実施事業に当たりましては、これまでも良好な実施状況ではあったのですが、これまで以上の質の維持向上と一層の民間事業者さんの参入促進を目指して、事業実施期間の延長、あるいは、多客期（4月～5月）を考慮した事業開始時期の工夫、あるいは、業務引継ぎ事項の充実及び業務担当者の兼務（計画立案及びマネジメント業務と企画运营管理業務）を兼務することによる業務の効率化、あるいは適切な達成目標の設定等々たゆまない改善策を講じることにより、さらなる成果が得られるものと考えておるところでございます。

詳細については、それぞれの評価（案）の記載のとおりでございます。

以上で、内閣府の評価（案）の説明とさせていただきます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、御質問・御意見のある委員の御発言をお願いいたします。

○辻専門委員 1点お伺いしたいのですけれども、こちらの「主な改善事項」という紙の「業務の引継ぎ事項の充実」でございます。「課題」で「引継ぎが適切に行われず、業務開始の際に混乱が生じた事例が発生している」とのことですが、例えば、差し支えない範

囲で結構ですが、どのような混乱が発生したのでしょうか。

○五十嵐調整官 調整官の五十嵐でございます。ただいまの御質問にお答えをいたします。

具体的に申し上げますと、仕様書の中に引継ぎ事項が定性的に書いてあるわけですがけれども、多岐にわたる業務について事業者側で、例えばこういった書類を準備するようというところの書き方が曖昧なために、一部分しか残してないとか、あるいは、業務の中で撮っている写真について、きちんと保存すべきものが、一部保存をせずに、パンフレットとかそういうものに使ったものだけが保存されているとか、そういうことがございましたので、今回、仕様書の中で、ばらばらに書いてあるものを一括でまとめて分かりやすくすることで、私どもの意図をしっかりと伝え、そういう工夫をしたいというふうに考えております。

○辻専門委員 続けてよろしいですか。

○石堂主査 はい、どうぞ。

○辻専門委員 続けてお伺いしたいのですが、この公園5つありまして、いずれも民間事業者さんがかなり創意工夫尽くして、いろいろな楽しいイベント等を行っているようなのですが、恐らくこれらのイベントを実行するに当たって、いろいろノウハウとか生じていると思います。知的財産権等も生じている可能性がございます。今回、この引継ぎを詳細に明確化することですけれども、このノウハウや知的財産権について、どれぐらい引継ぎをさせる予定を考えていらっしゃるのでしょうか。

○五十嵐調整官 公園の中でやっている大きなイベントについては、私どもが指定をしております、そういうイベントについては、業務のやり方についても、これまでも、あるいはこれからも引継ぎをしていただきますが、ここで書いてある民間イベントについては、基本的に民間事業者が自主事業ということで、新たに考えているものでございますので、その中身、運営の仕方については、安全管理の部分を除いては、基本的には引き継がなく、てよろしいものかと考えております。

○辻専門委員 例えば具体的に、沖縄記念公園ですけれども、実施状況を見ると、建物の管理とございます。この建物の管理というのは、例えば空調とかの管理だけに限定されているのか、それとも、例えば首里城ですと、歴史考証とかいろいろあると思うのですが、歴史的・建築学的な専門的なものも含んだ管理を委託しているわけなののでしょうか。

○五十嵐調整官 沖縄の首里城の場合ですと、歴史的なものは、国側で今まで実施調査委員会をつくって、ずっと調査をして蓄積しております、基本的に国の保有物になっております、それを委託者側に提示をして、その中でやってもらうことになっていきますので、受託者側はそれを活用して引き継いでいきます。新しいことが分かれば、それをまた加えていただくことがあるかもしれませんが、そういうことで歴史的な考証の部分については、国が責任を持って引き継いでいきたいと考えております。

○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。

では、私からお伺いさせていただきます。これは、本来は公園一つ一つの評価というこ

となのでしょうかけれども、5つ並ぶと、どうしても相互の違いがちょっと見えてきまして。コストの下がり具合が、飛鳥のところだけが非常に小さい。吉野ヶ里については、面積の増があったという御説明がありました。それでどこまで説明がつくのかはちょっと別にして、一定の理由はあるのだなということです。そうすると、飛鳥だけが非常に低く見えるわけです。逆に言うと、他の公園での2割3割という大幅な減がどこから出てきたかという分析はされているものでしょうかということでもあります。

○五十嵐調整官 応札の落札額については、また、それもノウハウが入っておりますので、事業者から細かく聞くことはなかなかはばかれることではございますけれども、先ほど課長からも申し上げましたが、国営口号については2種類ございまして、歴史とついている、いわゆる史跡保存型のものがございます。こういったものについては、史跡の保存という決まった形のようなものが多うございますので、民間の裁量でコストダウンすることが、基本的にはなかなか難しいという性質もございますし、また、そもそも飛鳥・吉野ヶ里については、発注額そのものが小さいので、固定経費のシェアが高いということがございます。一方、武蔵や昭和や沖縄については、事業費そのものが大きく、また、歴史的な制約が少のうございますので、民間事業者側でのコストダウンの裁量が大きいというふうに考えております。

○石堂主査 分かりました。ありがとうございました。

それと、もう一点、御説明の資料で、各公園ごとのアンケート結果があるのですけれども、満足度の目標値が随分ばらつきがあるのですね。吉野ヶ里などは91%という設定ですし、飛鳥は30%程度と、これは、そもそも目標値にどうしてそんなに大きい差があるのかなと思います。

吉野ヶ里公園の場合は、「満足」だけでなく、「やや満足」というところまで含めておりますので、「満足」自体は5割ぐらいですけれども、「やや満足」が4割あったので、それを含めて吉野ヶ里は目標を設定したという状況でございまして。そのカテゴリーによって若干の変動はございます。

○石堂主査 そうすると、目標設定の仕方を統一さえすれば、ばらつかなかったということですか。

○佐々木課長補佐 そういうことでございます。

○石堂主査 次期はどうするのですか。

○佐々木課長補佐 次期は、また考えたいと思います。

○五十嵐調整官 公園ごとでいろいろ考えているところがあるようでございますので、そこはこちらで考えるようにしたいと思います。

○石堂主査 そうですね。分かりました。

それから、もう一点、「主な改善事項」の中で「業務評価の導入」がありまして、これは非常に画期的なことだと思いますし、イ号公園の方で既に試行済みという話なので、別

に支障はないのかなと思うのですけれども、優・良・可・不可の「可」の部分ですね。これは「所期の期待を下回る成果であった。業務の一部で良好でない点が認められた」と言っておきながら、手順の方を見ると、「可」以上であれば、特段の措置はしないという表現になっているのですね。これは、左の評価から言ったら、明らかにこれは所期の期待を下回っているわけで、これでいいというのは、何かちょっとおかしいように思います。これは「書きぶり」の問題かなと思うのですけれども、要するに、一部にまずいところもあったけれども、全体としては評価できるというのが「可」だと考えればいいような気がします。そうすると、評価（案）の書き方をちょっと工夫していただく方が、世間の通りはいいような気がいたします。

○五十嵐調整官 その点については、先ほど申し上げましたように、包括的な質のところで、所期の期待を若干下回る年があったとかそういうところがあり、そういう部分は全体の中で評価をしましょうということでございますので、御指摘を踏まえて、文言の書き方を修正したいと思います。ありがとうございます。

○関根専門委員 比較して見ると少々目立つということで、飛鳥についてお伺いします。これは、入札参加数も1者であり、また、この受託事業者も、特徴があり、飛鳥に関係するようなところが入っていると思いますが、これは1つには、飛鳥歴史公園という歴史的なものということからで、今までのお話の中でも難しいことなのかなとは思ってはいます。けれども、一方で、先ほど経費削減の話が出ましたけれども、この経費、コスト、受注金額などは、他と比べてみると、一番小さくなっています。この辺りは、何を行うかということによって、そう簡単に金額は比較できないのかとは思いますが、例えば、入場者数の規模などから比べても、ほかと比べて小さくなっています。こうした点は、こちらの公園の特徴からこういうことになっているということでしょうか。また、7者に資料を最初に配付したけれども、最終的には1者しか参加できなかったということですが、この点については、次期以降、どういうふうに改善していこうと思っているのでしょうか。今回は評価ですけれども、この1者の方の行っていることの評価、公園利用者が目標を下回ることにについては、数値のとり方等に問題がありましたけれども、それ以外の点の創意工夫とかそういった点は、どのように具体的に評価して、今後につなげていこうと思っているのでしょうか。1公園だけ比べてみると、非常に気になりますので、この辺りをもう少し教えていただければと思っております。

○五十嵐調整官 経費のところのベースとなっている委託費は、それぞれの公園ごとに、例えば植物管理をしている面積、あるいはトイレの数、施設の数といったもので、割と公共事業的にきちんと積算の根拠をつくって裏づけているものでございまして、そういう意味ではこの金額が小さいのは、ある意味面積やそこにある施設のボリュームが小さいという飛鳥の特性を示しているということでございます。

それから、企業体のところの構成は、先生御指摘のとおり、やはり飛鳥という特殊なものでありまして、軽々に触ることができないというようなことで、なかなか応札者が増え

ないのではないかといいるところはありますが、一方で、先ほども御説明いたしましたが、なぜ今回応札行動に入らなかったかということをお伺いしましたところ、たくさんの技術者を配置する、責任者を配置するといふところにややハードルが高いとか、それから、JVの構成を組むに当たって、もう少し期間が長ければというふうなお話がありましたので、ここにあります「主な改善事項」にございますけれども、1つは、下の「業務内容」で、責任者について統合を図りまして、企業側の負担を少なくしている。それから、一番上にございますけれども、期間について延長をいたしまして、よりチャンスが増えるというか、応札していただけるような環境をつくっていくと、そういう工夫をしております。

それから、業務の中身については、私どもの国の職員が直接履行確認という形で業務の中身を確認をしております。下回った場合には、彼らの改善提案に対して、私どもとしてもこうすべきだという意見を述べております。その中で順次改善を図っていきたいと考えております。

○石堂主査 ほかはよろしいですか。

それでは、本事業の評価（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべきことはございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

（国土交通省・内閣府退室）

○石堂主査 それでは、続いて、国土交通省の「道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等」並びに「港湾、空港における発注者支援業務等」の入札単位の報告についての審議を始めたいと思います。

最初に、入札単位について、内閣府・事務局より御報告をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○事務局 国土交通省の「道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等」及び「港湾、空港における発注者支援業務等」の入札単位について、事務局から報告いたします。資料3、資料4を御覧ください。

本入札単位の報告については、実施要項の入札参加する者の募集に関する事項の中に、入札公告後速やかに監理委員会に報告するといふところに基づき実施しているものでございます。

資料3を御覧ください。入札の件数については、2. に整理しているところでございますけれども、昨年度とほぼ同様の件数が発注されているところでございます。具体的な業務量、契約期間等については、資料の6ページ目以降に整理されているところでございまして。こちらを御覧になっていただければ、業務名とか業務の量及び契約期間等が分かるように整理されているところでございます。

資料４についても、同様に整理されておりました。港湾、空港においても、昨年とほぼ同様の発注件数となっているところでございます。

今後の発注者支援業務等の取扱いについては、この入札の結果について、入札結果報告ということで、７月の中旬に、事業の評価と併せまして報告を国土交通省からお願いするという予定となっております。

以上です。

○石堂主査 ありがとうございます。

ただいまの報告について、何か御意見・御質問等ございますか。

よろしいですか。

それでは、本入札単位の報告についての審議は、これまでとさせていただきます。

事務局からは特にないですか。

○事務局 はい。

○石堂主査 それでは、内閣府・事務局におかれましては、本日の審議結果を踏まえ、適切に業務を実施していただきますよう、国土交通省にお伝え願います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項等がございましたら、事務局にお寄せください。

本日は、どうもありがとうございました。